

学生募集要項

(一般選抜)

1. 出願資格

出願資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、志望する学部・学科が指定する令和8年度大学入学共通テストの教科・科目（英語のリスニングを含む。）を受験した者とします。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和8（2026）年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和8（2026）年3月修了見込みの者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び令和8（2026）年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和8（2026）年3月31日までに修了見込みの者
 - ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和8（2026）年3月31日までに修了見込みの者
 - エ. 文部科学大臣の指定した者
 - オ. 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び令和8（2026）年3月31日までに合格見込みの者で、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達するもの
 - カ. 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者で、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達するもの
 - キ. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達するもの

「高校卒業（程度）を満たさない者の受験資格について」

（注）上記(3)のキにより出願する者は、事前に受験資格の審査を受けなければなりません。

受験資格審査に関する手続き等については、九州大学Webサイト（「高校卒業（程度）を満たさない者の受験資格について」）をご覧いただき、九州大学学務部入試課へお問い合わせ下さい。

○ 九州大学Webサイト

トップページ > 入試・入学 > 学部入試 > 高校卒業（程度）を満たさない者の受験資格について
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/faculty/insufficient/>

○ 問い合わせ先：九州大学学務部入試課（092-802-2004）